**船舶に搭載される有害物質一覧表の適合鑑定申込書**

日本海事協会 御中 申請日: -

**申込者**（成果物の送付先となります）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 名称  住所 | 印 | | 氏名 |  |
| TEL |  | E-mail |  |

船舶に搭載される有害物質一覧表に関するガイドラインに基づき、下記船舶に対し、有害物質一覧表第I部（インベントリ）の適合鑑定の実施/適合鑑定書等の発行、及び船級符号IHMの付記を申込みます。なお、検査手数料等は検査の成否に関わらず支払うことに同意します。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 船名  (和英併記） | 船級番号.  (IMO No) | 船籍国 | 適用規則\*1 | 専門家名 | 承認IHMの  受取媒体\*2 | その他（本船調査日程, 調査場所等） |
|  |  | - | - |  | - |  |
|  |  | - | - |  | - |  |
|  |  | - | - |  | - |  |
|  |  | - | - |  | - |  |
|  |  | - | - |  | - |  |

- 船上調査予定日から少なくとも2週間前にサンプリング計画書(VSCP)を提出してください。

- 適合鑑定書の書換または再発行のお申込みの場合は、それぞれの適合鑑定書に対し発行手数料を申し受けます。

\*1非EU籍船の場合、「HKC (EU12-SRR)」 又は「HKC (EU12-SRR)& EU5-SRR(追加料金)」のいずれかを選択してください。

- HKC (EU12-SRR): 香港条約及びEU規則第12条の適合証明となります。

- HKC(EU12-SRR)& EU5-SRR: 本来EU籍船にのみ適用されるEU規則第5条の要件が申込者の希望(将来的なEU籍船への転籍など)により任意で追加適用されることになります。この場合、EU5-SRRに対する適合証明書発行費用が追加で発生いたします。

EU籍船の場合、「EU5-SRR」が強制適用となります。

\*2弊会では、適合鑑定完了時にご提供する承認済みIHM及び適合鑑定書等の電子化を推奨しております。

適合鑑定書等の電子化については、”ClassNK e-Certificate”サービスのご利用が別途必要となります。弊会[ウェブサイト](https://www.classnk.or.jp/hp/ja/activities/portal/e-cert.html)をご確認のうえ、お申し込みください。

**検査手数料等請求先***（注）請求先住所が国内の場合、課税対象となります。検査手数料等の支払い者が申込者と異なる場合は、請求先を下記にご記入ください。*

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 名称  住所 | 印 | | 氏名 |  |
| TEL |  | E-mail |  |